第3回長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会作業チーム

平成26年5月20日(火)

参考資料2

サービスの種類	国が定める基準(参酌すべき基準)
グループホーム	「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない」
その他のサービス	設置の可否について、特に定めはなし

- ※ 参酌すべき基準については、各自治体が地域の実情に応じて条例において別の定めをすることができる。
- ※ 医療型短期入所事業所については、医療機関及び介護老人保健施設においてのみ行うことができる。

## グループホーム(サテライト型)の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む** 人がいる
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見 つかっても界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくないとの声がある。

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観 点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携(入居者間の交流が可能)を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設



